

日本ペプチド学会「Accounts of Peptide Science Japan」投稿規程

第1条（目的および適用）

本規程は、日本ペプチド学会が発行する学会誌「Accounts of Peptide Science Japan」（以下「本誌」という）への原稿投稿に関し、その手続および条件を定めることを目的とする。

第2条（投稿の対象）

本誌に投稿できる原稿は、ペプチド科学およびこれに関連する分野における、独創的かつ学術的価値の高い内容を有するものであり、原則として、他の出版物に未発表かつ投稿中でないものとする。ただし、プレプリント（査読前公開物）として公開されている場合には、編集委員会の判断により受理を可否する。

第3条（原稿の種類）

原稿の種類は以下に分類される。これらの原稿は、原則として編集委員会からの依頼によるものとするが、必要に応じて投稿を受け付けることがある。

1. **巻頭言**：学会の方針、活動報告、社会との関わりなどについて、和文または英文で記述された短文。
2. **英文 Account**：一つの主題に基づき、著者自身の研究を総合的にまとめ英文で記述したもの。
3. **和文 Account**：一つの主題に基づき、著者自身の研究を総合的にまとめ和文で記述したもの。必ず英文要旨（300 words 以内）を付すこと。
4. **Information**：研究活動の支援を目的として、国内外の学術情報、研究資金、学会報告などを通常は和文で記述したもの。掲載内容は編集委員会で審議し決定する。
5. **Essay**：上記の種別に該当しないが、関連分野において学術的・社会的意義を有すると認められる内容を和文または英文で記述したもの。掲載可否は編集委員会で審議し決定する。

第4条（原稿の提出）

投稿者は、本誌の「執筆要項（Instructions for Authors）」に従って原稿を作成し、電子メールまたは投稿システムを通じて編集委員会に提出する。なお、Account

と Essay の投稿者は、開示すべき利益相反（Conflict of Interest）の有無を開示する必要がある。編集委員会が受理した日をもって、原稿の正式な投稿日とする。

第 5 条（査読）

1. 投稿された原稿は、編集委員会の定める「査読規程」に従い、原則として査読を行う。
2. 編集委員長は、各原稿について担当編集委員を 1 名指定する。担当編集委員は、2 名以上の査読者をペプチド学会正会員より選任して査読を依頼する。
3. 担当編集委員は、査読者の評価をもとに、投稿者に修正を求め、修正案を編集委員会に上程し、編集委員会が最終的な掲載可否を決定する。
4. 投稿原稿の著者に編集委員が含まれる場合、その者は当該原稿の査読・審査には一切関与できない。
5. 編集委員会は、投稿者および査読者に対し、利益相反（Conflict of Interest）の有無を確認し、必要に応じて開示を求めることができる。

第 6 条（著作権と利用許諾）

1. 掲載されたすべての原稿の著作権は、日本ペプチド学会に帰属する。
2. 投稿者は、掲載決定時に学会に対して、当該原稿の電子的配信および転載・再利用に関する非独占的利用権を許諾するものとする。
3. 著者は、自己の研究・教育活動に限り、掲載原稿を非営利目的で再利用（例：講義、学会発表、研究室ウェブサイト）できる。

第 7 条（出版形態と公開）

1. 本誌は、オンラインでの公開を基本とし、年数回発行する。
2. 原稿には、編集委員会が必要と認めた場合、DOI（デジタルオブジェクト識別子）を付与する。
3. 本誌に掲載された原稿は、J-STAGE などの外部プラットフォームを用いて公開される場合がある。

第 8 条（免責事項）

本誌に掲載された研究成果、実験方法、意見等は、執筆者の責任に基づくものであり、日本ペプチド学会はその正確性、安全性、有用性について一切の責任を負わない。読者は自己の責任において情報を活用すること。

第 9 条（改正）

本規程の改正は、編集委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

附則

本規程は、2025 年 4 月 17 日より施行する。